

補助対象経費に 関する注意点

介護保険課 介護事業者担当

令和8年8月

賃金改善経費

賃金改善の方法

- ・ **賃金改善経費分**として設定された交付率により算出された補助額に相当する賃金改善を実施する必要があります。

※補助金の総額のうち賃金改善経費の総額は、実績報告書の別紙様式 3－2（個表）を作成することでご確認いただけます。

- ・ 賃金改善は、**基本給、手当、賞与等**のうち対象とする賃金項目を特定した上で行います。
- ・ 補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な**賃金水準を低下させることはできません**。

賃金改善経費

交付区分①：介護従事者の賃金改善

【補助要件】

基準月において、処遇改善加算を算定している。

【賃金改善の対象】

介護従事者（介護現場で働く幅広い職種※）

※ 介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員（看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等）、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定される。

賃金改善経費

交付区分②：介護職員の賃金改善

【補助要件】

基準月において、生産性向上や協働化に係る取組（ケアプランデータ連携システムへの加入もしくは社会福祉連携推進法人への所属）を行っている。

【賃金改善の対象】

介護職員

ただし、介護サービス事業者の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分が可能。

賃金改善経費

交付区分③：介護職員の賃金改善

【補助要件】

職場環境改善に向けた取組の実施を計画又は既に実施している。

（交付区分②の要件を満たす場合等も対象）

【賃金改善の対象】

介護職員

ただし、介護サービス事業者の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分が可能。

※職場環境改善経費に充てることもできます。

賃金改善経費

配分方法や対象範囲

- 一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分はできません。
- 法人本部の職員については、補助金の対象である介護サービス事業所等における業務を行っていると判断できる場合には、賃金改善や職場環境改善の対象に含めることができます。
- 補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする賃金改善や職場環境改善の対象に含めることはできません。

賃金改善経費

配分方法や対象範囲

- 代表取締役等の役員等が、その事業所の職員として介護サービスを提供している介護サービス事業所等（例えば、職員が一人であり、ケアプラン作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定居宅介護支援事業所など）については、補助金の申請対象となる介護サービス事業所等における業務を行っていると判断できる場合には、当該役員等を本補助金を原資とする賃金改善の対象に含めることができます。

職場環境改善経費

交付区分③：介護助手等を募集するための経費

- 業務効率化等の観点から、介護助手等の募集のための経費に充当することを想定しています。**一般の介護職員を募集するための経費は対象外**です。
- なお、「介護助手等」の「等」には、「介護補助者」、「介護サポーター」など、介護助手に類する方を想定しています。

職場環境改善経費

交付区分③：職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費

- **研修費以外の経費は対象外**です。
- 様々な取組とは、例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施などです。

(職場環境等要件リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/r7_index_5.pdf

※職場環境改善に資する研修であれば幅広く対象とすることができますが、基準上取り組むことが義務づけられているものであって、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なる研修に要する費用に充てることはできません。

職場環境改善経費

交付区分③：その他の経費

- ①から③の取組を実施するために要する費用のうち、**専門家の派遣費用、会議費等が対象**です。
 - ① 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組

職場環境改善経費

交付区分③：その他の経費

- あくまで対象となるのは①から③の取組を実施するためにかかる費用（コンサル費、会議費等）であって、**その課題を解決するために係る費用は対象外**です。
- 対象外となる経費の例
 - パソコンやプリンター、コピー機等の機器購入経費
 - ソフトウェアやシステム等の導入経費
 - 設備等の設置・改修経費